

# 町民参加のまちづくり地区懇談会

昨年7月から、「(仮称)大口町町民参加条例策定会議」が10回に及ぶ会議を重ね、地区懇談会などの結果を参考にしながら条例の『骨子・構成案』をまとめました。今日は、この案に対して皆さんからご意見をいただき、さらに内容の充実を図りたいと考えています。

## 1. 条例の骨子・構成案がまとまりました

平成19年度

(仮称)町民参加条例策定会議  
[H19.7設置]

みなさんの意見を集約・反映

- 町民参加のまちづくり地区懇談会(11地区)
  - まちづくり活動団体へのグループインタビュー(4団体)
- 「参加だけでなく協働のまちづくりを！」  
「町の情報をもっと知りたい、他の地区や団体の情報も知りたい！」  
「町は町民の提案や疑問にきちんと応えてほしい…」  
…など多くの声

実施・反映

策定会議(6回開催)

この町が目指す条例は  
単なる参加条例(行政に参加する手続きを定める条例)ではなく  
『参加と協働のまちづくり』を推し進める、  
憲法のような条例

実施・反映

町長の意向確認や専門家の助言を反映

- 町長との懇談会
  - 有識者(大学教授)との懇談会
- 「町民はまちづくりの主体者で『参加』という権利を持っている」  
「憲法は権力者(行政)の権限の乱用を防ぐもの」  
「この条例はまちづくりの最も大事な方向を示すもの」  
…など専門的な助言

参加条例から、“参加と協働のまちづくり”条例へ

平成20年度

今日はココ！

町民参加のまちづくり地区懇談会(第2弾)

実施・反映

条例の骨子・構成案づくり

策定会議(4回開催)

実施・反映

役場職員との懇談会(2回)

町議会議員との懇談会(予定)

骨子・構成案を条例案へ

## 2. 骨子・構成案の全体像

### 前文

条文では表しきれない、この条例の必要性や基本的な考え方、条例の果たす役割などを次の内容で記載します。  
※記載内容…参加と協働を必要とする社会背景、大口町の取り組みと成果、これらを背景として条例を制定すること、基本規範としての位置づけ

### 1 総則

#### ①目的

この条例をつくる目的を定めています。

#### ②定義

この条例で共通認識とすべき次の用語の意味を定めています。 ※定義する用語…「住民」「自治組織」「住民等」「町の執行機関」「参加」「協働」「まちづくり」  
※「住民」は、個人だけでなく事業所や団体も含め、町内に在勤・在学する人やまちづくり等に関わっている人にもこの条例が適用されるように、「住民等」として定義しています。「町の執行機関」という言葉は馴染みがないと思いますが、日常的に使っている「行政」のことを指します。

### 2 基本理念

#### ③基本理念

この町にとって、最も大切にするまちづくりの考え方を定めています。地方自治の主権は住民にあり、住民の意思と責任において自治が営まれるためにも、住民のみなさんと議会、行政は、それぞれの役割と責任を自覚して、“参加と協働によるまちづくり”を進めます。

#### ④参加と協働の原則

“参加と協働のまちづくり”を進める上で、努めるべき基本的なルールを定めています。  
参加と協働は強制されないことや、主体的な活動に制限や干渉を受けないことなど、みなさんの権利を保障する約束事(特に行政に対する命令)です。

#### ⑤参加と協働の効果

“参加と協働のまちづくり”によって、実現する理想の姿を表しています。言い換えれば、「この条例ができて、何がどう変わるのか」ということと言えます。

※この条例定めに従って…

- ・みなさんの知恵や工夫がまちづくりに反映されます。
- ・みなさん同士、またみなさんと行政との協働が進みます。
- ・きめ細かなサービスが提供されます。
- ・町の政策は、みなさんにきちんと説明されます。

### 3 役割と責務

#### ⑥住民(等)の役割

住民のみなさんの役割(強制されるものではありません)を定めています。

#### ⑦自治組織の責務

自治組織(行政区)の責務を定めています。  
※この部分については、本日のみなさんの意見を参考にして、さらに検討を深めたいと考えています。

#### ⑧議会の責務

町議会が果たすべき責務を定めています。

#### ⑨町の執行機関の責務

行政が果たすべき責務を6項目にわたり定めています。  
※特に、前回の地区懇談会やまちづくり活動団体に行ったグループインタビューで寄せられた意見を参考にしています。

### 4 参加と協働のまちづくり

#### ⑩参加と協働の原則に基づく制度

この条例の実効性を確保するために、先の基本理念や責務に則って、「行政がみなさんの意見を聴く」「行政がみなさんに説明をする」という視点から、町が取り組む8つの制度を提案しています。

## 3. この条例が制定されると

◎行政の仕事の仕方が大きくかわります ◎「住民の 住民による 住民のためのまちづくり」を進めるための法制度がととのいます

条例の定めに従って、住民のみなさんから提案をいただき、みなさんに説明を行い、みなさんの意見を集約しながらみなさんと行政が協働してまちづくりを進めていくこととなります。住民のみなさんからの提案と意見が、これからのまちづくりには重要となります。